

市川市立図書館のメールマガジンをお送りいたします。

「メールでのサービス」で配信をご希望された方へお送りしています。

「.....」
市川市立図書館メールマガジン 第 29 号 2013.5.25
「.....」

夏を思わせるような日差しの強い日が続いています。中央図書館入り口横の花壇ではノースポールの花が満開です。群生して咲いている様子は白いじゅうたんのようです。

■ ■ 図書館からのお知らせ □

◆ 平田図書室のリサイクルブック市のご案内

○ 図書室で不要になった小説、実用書、絵本、雑誌を市民の皆様に無償で提供いたします。

<日時> 6月1日(土)2日(日)9時30分～16時 なくなり次第終了

<場所> 平田図書室1階 出入口付近

<冊数> お一人様5点まで(絵本および児童書は1点まで)

■ ■ 本の基礎知識 □

本について知っておくと楽しい基礎知識を連載しています。

◆ 第8回「納本制度」とは…

○ 今日5月25日は「納本制度の日」です。納本制度60周年を記念し、2008年に定められました。今回はこの「納本制度」についてご紹介します。

○ 納本制度とは、その国で流通された出版物を国の指定された図書館などの機関に納入することを発行者に義務づける制度で、世界の多くの国で設けられています。

○ 日本では、1948年2月に国立国会図書館が正式に発足した後、同年5月18日、国会図書館から6千通もの納本の依頼状が出版社や新聞社などへ発送され、5月25日に納本の受付が開始されました。

○ 納本制度については、国立国会図書館法第24条・第25条で、文化財の蓄積およびその利用に資するため、発行者は国内で発行されたすべての出版物について最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければ

ばならない、と規定されています。

○頒布の目的で相当程度の部数が作成された資料はすべて納本の対象となります。具体的には、図書、新聞、雑誌のほか、楽譜、地図、マイクロフィルム、点字資料、ビデオ、音楽 CD、DVD などです。

○国会図書館には毎週 1 万 2 千点ほどの資料が納本されます。このうち、国・地方公共団体などから複数部数納本される資料は、国会図書館で受け入れるほかに外国の資料との交換に使われます。世界各国の国立図書館や国際機関で日本を理解してもらうのに役立っています。

○納本の後、登録された資料は、書庫に並べられます。書庫内は保存のために温度 22 度、湿度 55 パーセントに保たれています。また、資料が並べられる書架は、東京本館・国際子ども図書館・関西館の 3 館を合計すると、長さにして 560km。これは直線距離にすると東京・岡山間くらいです。

○市川市立図書館でも、図書館の年報である『市川市の図書館』を毎年国会図書館に納本しています。

○納本制度について詳しく知りたい方は、国会図書館のウェブサイトをご覧ください。1948 年に送付された納本の依頼状の画像や、最初に納本された図書のリストを見ることもできます。

国会図書館の納本制度についてのページはこちら

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit.html>

○市川市民の方で、自著を出版された場合は、市川市中央図書館「市民文庫」にご寄贈いただければ幸いです。

.....
◇メールマガジンの登録・解除はこちら

<https://opac.city.ichikawa.chiba.jp/winj/opac/top.do>

◇このメールは自動配信されています。このアドレスに返信いただいても内容の確認およびご返答ができません。ご了承ください。

市川市中央図書館

〒272-0015 千葉県市川市鬼高 1-1-4 047-320-3346
